別表第十二の四 第二地下水基準 (第五十五条の二関係)

特定有害物質の種類	基準値(単位 検液一リットルにつきミリグラム)
一 カドミウム及びその化合物	カドミウムとして ○・○三
二 シアン化合物	シアンとして 一
三 有機燐化合物	-
四 鉛及びその化合物	鉛として ○・一
五 六価クロム化合物	六価クロムとして 〇・五
六 砒素及びその化合物	砒素として 〇・一
七 水銀及びその化合物	水銀として ○・○○五 かつ、検液中にアルキル 水銀が検出されないこと。
八 ポリ塩化ビフェニル	0.00=
九 トリクロロエチレン	0
十 テトラクロロエチレン	0
十一 ジクロロメタン	0.=
十二 四塩化炭素	0.0=
十三 一・二一ジクロロエタン	○・○四
十四 一・一一ジクロロエチレン	_
十五 一・二一ジクロロエチレン	O • 四
十六 一・一・一トリクロロエタン	Ξ
十七 一・一・二一トリクロロエタン	O·O六
十八 一・三一ジクロロプロペン	0.0=
十九 チウラム	O・O六
二十 シマジン	○・○三
二十一 チオベンカルブ	0.=
二十二 ベンゼン	0
二十三 セレン及びその化合物	セレンとして 〇・一
二十四 ほう素及びその化合物	ほう素として 十
二十五 ふっ素及びその化合物	ふっ素として 八
二十六 塩化ビニルモノマー (別名クロロエチレン)	0.0=
· 描考	·

備考

- 一 基準値は、土壌汚染対策法施行規則第六条第二項第二号に規定する環境大臣が定める方法により 測定した場合における測定値によるものとする。
- 二 「検出されないこと」とは、一に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法 の定量限界を下回ることをいう。
- 三 有機燐化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。